

公開質問に対する県の考え方は以下のとおりです。

(県土整備部河川課、農林水産部水産振興課)

1)

補償等に関することは、今後、組合との話し合いを丁寧に進めてまいりたいと考えております。特に違法とは考えておりません。

2)

総代会において、流水型ダムによる治水対策と内水面漁業の振興の両立に向けた提案を漁協として受け入れる判断をいただきました。その上で、内水面漁業の振興において、喫緊の課題に速やかに対応していくこととしております。

また、「ダムのない川以上の清流」とは、平成26年4月29日に小国川漁協、最上町、舟形町および県などで行った「第3回 最上小国川流域の治水対策等に関する協議」において、県から正式に提案しました、最上小国川流域の治水対策と内水面漁業振興との両立を目指す、最上小国川流域振興の中で目標として記載したものです。

その提案の中で、内水面漁業振興の分野においては、天然の水産資源の維持増大を図るため、水資源の保全・向上対策を実施していくことにしています。主な内容としては、水資源保全条例に基づき、流域全体を水資源保全地域に指定することや、水辺林、溪畔林の整備、計画的な保安林の指定のほか、環境に配慮した農業の推進、河川工事における環境への配慮、生活雑排水の浄化等の総合的な水質向上対策を実施することとしております。

これらの対策により、最上小国川の清流化が一層図られ、流水型ダムによる安全・安心対策と内水面の漁業振興による流域全体の振興が図られるよう提案したものです。

これらの提案を具現化し、流水型ダムによる治水対策と内水面漁業の振興との両立を担保するため小国川漁協、県、最上町、舟形町など、関係機関・団体による「最上小国川清流未来振興機構（仮称）」を設置し、実効性のある仕組みを構築し、推進していくこととしております。

3)

最上小国川流域においては、これまで度々洪水による被害が発生したことから、昭和62年に最上町より治水対策の要望があり、地元説明会や学識経験者からなる「最上川水系流域委員会」等の公開の場において、様々な議論を重ねた結果、県は、平常時には水を貯めない「流水型ダム」案が最適であると判断しました。

その後、平成22年には「できるだけダムに頼らない治水」への政策転換に基づいて国が策定した新たな基準に従い、雨水貯留施設や土地利用規制を含む26のすべての方策について、赤倉地区でどの方策が最適かを総合的に検討しました。

その結果、治水効果発現が最も早く、コストが最も安く、自然環境や歴史ある温泉街を現状のまま存続できるなど地域社会への影響に関して優れていることから、流水型ダムに決定しました。

住民の安全・安心を一日も早く確保することが県の責務であり、最上小国川流域の治水対策について、今後とも最大限の努力をしてまいります。